

電気需給約款

2026 年 11 月 1 日 実施

株式会社リボンエナジー

目次

1. 適用.....	3
2. 本約款等の変更.....	3
3. 定義.....	4
4. 単位および端数処理.....	5
5. 実施細目等.....	6
6. 電気需給契約の申し込み.....	6
7. 電気需給契約の成立.....	6
8. 電気需給契約の単位.....	6
9. 電気の需給開始.....	6
10. 供給の単位.....	7
11. 電気料金メニュー.....	7
12. 付帯メニュー.....	7
13. 電気の検針.....	7
14. 電気の計量.....	7
15. 電気の使用期間.....	8
16. 電気料金の算定.....	8
17. 支払義務発生日.....	8
18. 支払期限日.....	8
19. 電気料金の支払方法.....	8
20. 延滞利息.....	9
21. 電気料金および延滞利息の支払順序.....	9
22. 適正契約の保持.....	9
23. 違約金.....	9
24. 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	9
25. 損害賠償の免責.....	10
26. 設備の賠償.....	10
27. 電気料金メニューの変更.....	10
28. 電気需給契約名義の変更.....	10
29. お客さまからの電気需給契約の解約.....	10
30. 当社からの電気需給契約の解約等.....	11
31. 電気需給契約解約後の債権債務関係.....	12
32. 需給地点および施設.....	12
33. 工事費負担金.....	12
34. 需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申し受け.....	12
35. 電気需給に伴うお客さまの協力.....	13
36. 消費税法改正の場合の取り扱い.....	14
37. 反社会的勢力の排除.....	14
38. 専属的合意管轄裁判所.....	14
附則	
1. 本約款の実施期日.....	16
2. 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置.....	16

1. 適用

- (1) この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社リボンエナジー（以下「当社」といいます。）が低圧需要に応じて、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める託送供給により、電気を供給するときの需給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、以下の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。

エリア	供給区域
北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京エリア	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
北陸エリア	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部
中国エリア	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部
四国エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県

- (3) 電気需給契約締結にあたっての供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行うことについて、あらかじめご承諾いただきます。

2. 本約款等の変更

- (1) 当社は、本約款、第11条に定める電気料金メニュー定義書および第12条に定める付帯メニュー定義書（以下総称して「本約款等」といいます。）について、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、託送供給等約款が改定された場合、関係法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合その他当社が必要と判断した場合、民法第548条の4の規定に従い、本約款等を変更することがあります。この場合は、原則として、電気料金に係る条件は変更の効力発生日直後の電気の計量日または検針日から、その他の供給条件は変更の効力発生日から変更後の本約款等によるものとします。なお、本約款等を変更する場合は、本約款等を変更する旨、変更後の本約款等の内容および変更の効力発生日を、当社が適当と判断した方法によりお知らせします。
- (2) 本約款等または電気需給契約の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、以下の方法により行うことについて、あらかじめご承諾いただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当

社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- ③ 前各号にかかわらず、本約款等または電気需給契約の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他実質的な変更を伴わない内容である場合は、供給条件の説明および契約締結前の書面交付は説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付を行わないことについて、あらかじめご承諾いただきます。

3. 定義

本約款等において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、蛍光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものを除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 需要場所
託送供給等約款に定める需要場所をいいます。
- (8) 供給地点特定番号
需要場所を特定する番号をいいます。
- (9) 需給地点
当社がお客さまに電気の供給を行う地点をいいます。
- (10) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。
- (11) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (12) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (13) 契約容量等
契約電流、契約容量および契約電力をいいます。
- (14) 最大需要容量
同時に使用する電気の最大容量をいいます。
- (15) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。
- (16) 小売電気事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者をいいます。

- (17) 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者であって、お客さまに電気の供給を行うために必要な託送供給契約を当社が締結する者をいいます。
- (18) 託送供給等約款
電気事業法第18条に規定された託送供給等約款（同条第2項ただし書に規定された認可があった場合には、当該認可を受けた料金その他の供給条件を含みます。）のうち一般送配電事業者に係るものをいいます。
- (19) 電気需給契約
第7条第1項に定める電気需給契約をいいます。
- (20) 電気料金メニュー
電気料金メニュー定義書ごとに定める電気料金等、当社がお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件をいいます。
- (21) 付帯メニュー
付帯メニュー定義書ごとに定める割引等の条件をいいます。
- (22) 電気料金
本約款等に基づき、電気料金メニューおよび付帯メニューを適用し、お客さまの電気の使用状況に応じて算定される料金をいいます。
- (23) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号、その後の改正を含み、以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (24) 供給条件の説明
電気事業法第2条の13に定める電気料金その他の供給条件の説明をいいます。
- (25) 契約締結前の書面交付
電気事業法第2条の13に定める電気料金その他の供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (26) 契約締結後の書面交付
電気事業法第2条の14に定める電気料金その他の供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (27) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額（他の法令により課されるこれらに準ずるものを含みます。）をいいます。
- (28) 消費税率
消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款等において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、以下のとおりとします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は1キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、電気料金メニューに基づき算定された契約電力の値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットとします。
- (4) 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第3位で四捨五入します。

- (5) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (6) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- (7) 消費税等相当額の計算において1円未満の端数が生じた場合、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

5. 実施細目等

本約款等の実施において必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

6. 電気需給契約の申し込み

- (1) お客さまが新たに当社からの電気の供給を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾の上、必要事項を明らかにして、当社所定の方法により申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みにあたっては、第35条に定める内容のほか、以下の事項について、あらかじめご承諾いただきます。
 - ① 一般送配電事業者の託送供給等約款に定められている需要者に関する事項を遵守すること。
 - ② 当社が電気需給契約および託送供給契約に必要なお客さまの情報を一般送配電事業者から提供を受けること。

7. 電気需給契約の成立

- (1) お客さまが前条の規定に従って申し込みを行い、当社がお客さまからの申し込みを承諾した場合は、当該承諾の時点で、当社とお客さまとの間に本約款等の定める条件による電気需給契約が成立するものとします。なお、第2条の規定に従って本約款等が変更された場合、電気需給契約の条件は変更後の本約款等の条件に変更されるものとします。
- (2) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、申し込み内容の不備、当社の設定する与信基準等により、電気需給契約の申し込みを承諾できないことがあります。
- (3) お客さまとの電気需給契約がその契約期間満了後も同一条件で継続される場合（契約の更新のみを行う場合をいいます。）、供給条件の説明は書面を交付することなく当社が適当と判断した方法により行い、更新後の新たな契約期間のみを説明すること、および契約締結後の書面交付は当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとするについて、あらかじめご承諾いただきます。

8. 電気需給契約の単位

- (1) 当社は、電気の1需要場所について1電気需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合であって、託送供給契約上許容される場合は、複数の電気需給契約を締結することがあります。
- (2) 1電気需給契約には、1電気料金メニューを適用するものとし、適用条件を満たす場合は、付帯メニューを適用します。

9. 電気の需給開始

- (1) 当社は、お客さまとの電気需給契約が成立した場合、一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関等との間で需給開始に必要な手続きを行い、需給開始日より電気を供給します。この場合の需給開始日は、以下のとおりとし、需給開始後すみやかに当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせします。

- ① 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きが完了した日とします。
 - ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、電気需給契約を締結しない状態で需要場所において電気の使用を開始し、後に当社との電気需給契約が成立した場合は、その使用を開始した日を需給開始日とします。
- (2) 当社は、一般送配電事業者に起因する事由、天候その他のやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことがあります。また、申し込みにあたり必要な事項について、お客さまから提供いただいた情報に不足、不備、誤り、一般送配電事業者の所持する情報との不一致等がある場合は、電気の供給を開始できないことがあります。

10. 供給の単位

当社は、以下の場合を除き、1 電気需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給します。

- ① 共同引込線（複数の電気需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- ② その他技術上、経済上やむを得ない場合

11. 電気料金メニュー

電気料金メニューに関する事項は、電気料金メニュー定義書に定めます。

12. 付帯メニュー

付帯メニューに関する事項は、付帯メニュー定義書に定めます。

13. 電気の検針

- (1) 電気の検針は、月ごとに一般送配電事業者が行います。
- (2) 月ごとの電気の検針日は、お客さまの属する区域に応じて託送供給等約款の規定に基づき、一般送配電事業者が定めます。
- (3) 一般送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別な事情がある場合、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行ったものとします。

14. 電気の計量

- (1) お客さまの使用電力量および最大需要電力等は、原則として、一般送配電事業者が需給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量され、その計量の結果は、計量日（一般送配電事業者があらかじめ当社に通知する使用電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）以降に当社に通知されます。
- (2) 電気の検針を行わなかった場合や計量器の故障等によって一般送配電事業者が使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合、使用電力量または最大需要電力等は、原則として、託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者と当社との協議によって定め、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえて当社が決定します。
- (3) 計量の結果は、当社所定の方法によりお客さまにお知らせします。

15. 電気の使用期間

当月の電気の使用期間は、前月の電気の計量日から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。また、記録型計量器以外の計量器で計量する場合は、前月の電気の検針日から当月の電気の検針日の前日までの期間とします。ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から直後の計量日または検針日の前日までを使用期間とします。電気需給契約を解約した場合は、直前の計量日または検針日から解約日までを使用期間とします。

16. 電気料金の算定

- (1) 当社は、原則として、電気料金の使用期間を1月とし、当該使用期間の使用電力量（需給地点ごとに、30分ごとの使用電力量を当該使用期間において合計した値をいいます。）に基づき電気料金を算定します。
- (2) 電気料金は、電気料金メニューを適用して算定します。
- (3) 電気料金メニューに加え、付帯メニューが適用される場合は、その全てを反映して電気料金を算定します。

17. 支払義務発生日

- (1) 1月の電気料金の支払義務発生日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。）は、当該1月の電気の計量日または検針日とします。ただし、電気需給契約を解約した場合における、直前の計量日または検針日から解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日の翌日とします。
- (2) 電気料金の請求は、原則として、当社ウェブサイトのお客さま専用ページ（以下「マイページ」といいます。）に掲載する方法により行います。電気料金の請求日は、当社がマイページ上に請求金額に係る電子データを登録した日とします。

18. 支払期限日

お客さまの電気料金は、次条に定める支払方法により、当社が別途定める支払期限日までにお支払いいただきます。

19. 電気料金の支払方法

- (1) お客さまには、電気料金（第20条に定める延滞利息を含みます。）を毎月お支払いいただきます。電気料金の支払方法は、以下のとおりとします。
 - ① クレジットカードによるお支払い
当社指定のクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」といいます。）との契約に基づき、クレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがなされたときに、お客さまの当社に対する支払いが完了したものとします。
 - ② その他の方法によるお支払い
その他当社が指定する方法によりお支払いいただく場合は、当社に着金したときに、お客さまの当社に対する支払いが完了したものとします。なお、この場合の支払いに伴う費用は、お客さまに負担していただきます。
- (2) 当社は、前項にかかわらず、弁護士もしくは弁護士法人（以下「弁護士等」といいます。）または当社指定の債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定する金融機関等を通じて、弁護士等または債権回収会社が指定する様式により、電気料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合は、弁護士等または債権回収会社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、お客さまの当社に対する支払いが完了したものとします。なお、この場合の支払いに伴う費用は、お客さまに負担していただきます。
- (3) 当社は、お客さまにお支払いいただいた金額に過不足があることが判明した場合、そ

の支払い過剰額または不足額をお客さまにお知らせし、原則として、お知らせした日以降に支払期限日が到来する電気料金と精算します。

20. 延滞利息

- (1) 当社は、お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合、支払期限日の翌日から実際にお支払いいただいた日までの経過日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる電気料金から、当該電気料金に係る消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、1日当たり0.0274パーセントの割合を乗じて算定した金額とします。なお、電気料金に含まれる消費税等相当額は、以下の算式により算定します。
$$\text{電気料金に含まれる消費税等相当額} = \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただきます。ただし、直後の支払義務が発生する電気料金へ合算することができない場合は、その次に支払義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただきます。

21. 電気料金および延滞利息の支払順序

電気料金および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

22. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23. 違約金

お客さまの責めに帰すべき事由により、当社が託送供給等約款の違約金に基づき一般送配電事業者から違約金を請求された場合は、当該違約金相当額をお客さまから申し受けます。

24. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

以下の場合、一般送配電事業者の都合等により、契約期間中に電気の供給が中止され、またはお客さまによる使用が制限され、もしくは中止されることがあります。

- ① 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備について使用を制限または中止した場合
- ② 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ③ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事にやむを得ない場合
- ④ 非常変災の場合
- ⑤ 一般送配電事業者がその他電気の需給上または保安上必要があると判断した場合

25. 損害賠償の免責

- (1) 前条の規定に基づき電気の供給が中止され、または電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めに帰すことのできない理由によるものであるときは、これによりお客さまが受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 当社は、第30条の規定に基づき電気需給契約を解約した場合、これによりお客さまが受けた損害について賠償の責任を負いません。

- (3) 当社は、漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めに帰すことのできない理由によるものであるときは、これによりお客さまが受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 当社は、お客さまが受けた損害について賠償の責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益等の間接損害を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。

26. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、当社が一般送配電事業者から請求された金額を賠償金としてお客さまに負担していただきます。

27. 電気料金メニューの変更

- (1) お客さまが電気料金メニューまたは契約容量等（以下「電気料金メニュー等」といいます。）の変更を希望される場合は、当社所定の方法により申し込みをしていただき、当社がそれを承諾したときに、電気料金メニュー等を変更することができます。
- (2) 電気料金メニュー等の変更に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、第2条第2項および第3項に準じます。

28. 電気需給契約名義の変更

新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの電気需給契約に関する全ての権利義務を受け継ぎ、当社との電気需給契約の継続を希望される場合は、当社所定の方法により契約名義を変更していただきます。

29. お客さまからの電気需給契約の解約

- (1) お客さまが引越し等の理由により電気需給契約を解約する場合は、あらかじめその解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定めて、解約希望日の7営業日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。）前までに、当社所定の方法により申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出に基づき、一般送配電事業者との間で解約希望日に電気需給契約を解約するために必要な手続きを行います。当社は、以下の場合を除き、お客さまが申し出た解約希望日を解約日とします。
 - ① 当社がお客さまの解約の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則として、その申し出を受け付けた日を解約日とします。ただし、申し出を受け付けた日が営業日に該当しない場合は、当社が指定する日を解約日とすることがあります。
 - ② 当社の責めに帰すことのできない理由（非常変災等の不可抗力による場合を除きます。）により電気需給契約を解約するために必要な措置ができない場合は、電気需給契約を解約するための措置が可能となった日を解約日とします。
- (2) お客さまが当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合は、当該小売電気事業者に対して契約の申し込みをしていただきます。この場合は、当該小売電気事業者からお客さまに電気の供給が開始される日の前日を当社との電気需給契約の解約日とします。なお、当該小売電気事業者との契約内容によっては、当社に対して解約の申し出が必要になることがあります。

30. 当社からの電気需給契約の解約等

- (1) 当社は、以下の場合、電気需給契約を解約することができるものとします。なお、原

則として、事前にその旨をお客さまにお知らせします。お客さまは、当該解約により、当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済していただきます。

① お客さまが以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 支払期限日を経過してもなお電気料金を支払わない場合
- (ロ) 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合
- (ハ) 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事費負担金等）を履行しない場合
- (ニ) 第9条に定める需給開始に必要な情報を提供いただけない等、需給開始に向けた手続きに支障がある場合
- (ホ) 適用されている電気料金メニュー定義書が廃止されたにもかかわらず、他の電気料金メニューに申し込みをされない場合

② お客さまが以下のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止された場合、またはそのおそれがある事実が判明した場合

- (イ) お客さまの責めに帰すべき理由により保安上の危険が生じた場合
- (ロ) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (ハ) 一般送配電事業者に無断で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (ニ) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- (ホ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
- (ヘ) 電灯または小型機器を使用するお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合
- (ト) 第35条第1項の規定に反して、一般送配電事業者の係員による立入業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- (チ) 第35条第2項の規定によって必要となる措置を講じられない場合

③ お客さまが以下のいずれかに該当した場合

- (イ) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申し立てを受けた場合
- (ロ) 破産、民事再生、特別精算、会社更正等の手続き開始の申し立てがあった場合
- (ハ) 支払停止の状態に陥った場合
- (ニ) 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
- (ホ) その他信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
- (ヘ) 当社に対して通知した内容が事実と反することが判明した場合
- (ト) 本約款等、託送供給等約款、関係法令・条例・規則等に反した場合

(2) 電気需給契約は、以下の場合、お客さまに何ら通知を要することなく終了します。なお、本約款等において、本項に基づく電気需給契約の終了は解約に準じ、終了日を解約日として取り扱います。

① お客さまが第29条第1項に定める申し出をせずにその需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかであると当社が判断した場合。なお、この場合の電気需給契約の終了日は、電気を使用していないことが明らかになった後に、当社が電気需給契約を終了させる措置を完了した日とします。

② お客さまがその需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかであると一般送配電事業者が判断した場合。なお、この場合の電気需給契約の終了日は、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日とします。

31. 電気需給契約解約後の債権債務関係

電気需給契約中の電気料金その他の債権債務は、電気需給契約の解約によっては消滅しません。なお、これには支払義務発生日が到来していないものも含まれます。

32. 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点は、原則として、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。なお、お客さまと一般送配電事業者との協議により別途定めた場合は、この限りではありません。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、お客さまが一般送配電事業者にお支払いいただく工事費負担金等を除き、一般送配電事業者の負担で施設します。
- (3) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合は、一般送配電事業者が付帯設備を無償で利用できるものとします。

33. 工事費負担金

- (1) お客さまが以下のいずれかに該当し、かつ当社が一般送配電事業者から工事費等の負担または精算を求められた場合は、お客さまにその費用を負担していただきます。なお、当該費用は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が算定する金額とし、原則として、工事着手前に負担していただきます。
 - ① 新たに電気の使用を開始し、電気料金メニューを変更または契約容量等を増加する場合
 - ② 前号に伴い新たに配電設備もしくは特別供給設備を設置する場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合
 - ③ 新たに契約容量等を設定し、または増加した日から1年に満たないで、電気の使用を廃止または契約容量等を減少する場合
 - ④ その他お客さまの都合に基づく場合
- (2) 工事完成后、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合は、その差額をお客さまにお支払いいただきます。

34. 需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申し受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を変更または解約する場合は、当社が一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに負担していただきます。なお、供給設備の工事が行われなかった場合であっても、当社が一般送配電事業者から測量監督等に要した費用を請求されたときは、当該費用を負担していただきます。

35. 電気需給に伴うお客さまの協力

- (1) 立入業務への協力
一般送配電事業者は、当社が本約款等による電気需給契約遂行上必要と認める場合、または一般送配電事業者が電気業務上必要と認める場合、託送供給等約款に基づき、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合は、正当な理由がない限り、お客さまには立ち入りおよび業務の実施について、ご承諾いただきます。
- (2) 電気の使用に伴う協力

- ① お客さまの電気の使用により、以下の原因等で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合は、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合は、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設します。
 - (イ) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (ロ) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (ハ) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (ホ) その他(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)に準ずる場合
- ② お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用する場合は、前号に準じて取り扱います。なお、この場合は、法令で定める技術基準、一般送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
- (3) 制限および中止への協力
第 24 条の規定に基づきお客さまの電気の使用が制限または中止される場合は、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (4) 必要な用地の提供の協力
電気の供給に伴い、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。
- (5) 保安等に対する協力
 - ① 以下の場合は、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。
 - (イ) 引込線、計量器等その他お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがある場合
 - (ロ) お客さまの電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
 - ② お客さまが一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は前号に準じて適当な処置を行います。
 - ③ お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合は、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときは、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。
 - ④ 一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行います。
- (6) 調査への協力
 - ① お客さまが電気工作物を変更する工事を行った場合は、その工事が完成したときに、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。
 - ② お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり必

要がある場合は、電気工作物の配線図等を一般送配電事業者に提示していただきます。

36. 消費税法改正の場合の取り扱い

当社は、消費税法、地方税法その他の改正等により消費税率に変更が生じた場合、当該改正消費税法に則り電気料金を算定の上、お客さまから申し受けます。この場合は、消費税等相当額および消費税率も当該改正等がなされた法令によります。

37. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）および以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が前各項のいずれかに違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、何ら通知または催告等を要することなく直ちに電気需給契約を解除することができ、当該解除により相手方が被った損害について一切の責任を負いません。

38. 専属的合意管轄裁判所

電気需給契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2026 年 11 月 1 日より実施します。

2. 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

低圧で供給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量および契約容量等については、以下のとおりとします。

(1) 移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。

(2) 移行期間において電気料金メニューや契約容量等（以下「電気料金等」といいます。）の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

電気料金等を変更したことにより、電気料金メニューに定める料金等に変更があった場合は、移行期間における使用電力量を電気料金等の変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約容量等を乗じた値の比率により区分して算定します。この場合は、移行期間における電気料金等の変更があった日の前後の使用電力量を前号に準じて 30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。